



## 鳥取県生活衛生営業審議会委員の募集

### 生活衛生営業審議会とは？

生活衛生営業(公衆浴場業、旅館業、理美容業など)の適正な運営について意見をいただくため、様々な立場の方で構成する審議会です。

このたび、県が指定する**公衆浴場入浴料金の統制額**について審議するため審議会を開催しますので、公衆浴場の利用者の立場から情報や意見をいただくための委員を募集します。

### 生活衛生営業審議会の内容(予定)

- 協議会の構成 12名以内の委員で構成(学識経験者、生活衛生営業者、消費者・利用者)
- 開催回数 令和6年度中に1回程度(2時間程度)
- 会議の出席ごとに謝金及び旅費を支払います。

#### 【入浴料金の統制額とは】

公衆浴場(銭湯)の入浴料金は、物価変動等により高くなりすぎないように、統制額(上限額)が都道府県により指定されています。

### 応募について

募集人数	2名
応募資格	次のすべての要件に該当する方 (1) 公衆浴場を利用したことがあり、公衆浴場の入浴料金の設定に関心があり、利用者の立場からの情報や意見が提供できること。 (2) 就任時に満18歳以上、70歳未満であること。(令和7年1月就任予定) (3) 県内在住であること。 (4) 鳥取県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。 (5) 平日に開催する審議会に出席できること。 (6) 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 (7) 国会議員、県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。
応募方法	(1) 応募期間 <b>令和6年12月23日(月)から令和7年1月10日(金)(消印有効)</b> (2) 応募方法 応募用紙(裏面)に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で応募先に提出してください。 なお、提出された応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
委員の決定	応募用紙による書類選考で決定します。 決定後は、合否にかかわらず結果を本人に通知します。
任期間	委員就任の日から2年間

【応募・問合せ先】〒680-8570(県庁の住所の記載は不要です)

県庁くらしの安心推進課 くらしの安全担当

電話 0857-26-7185 ファクシミリ 0857-26-8171

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp (件名:生活衛生営業審議会委員応募)

鳥取県生活衛生営業審議会委員 応募用紙

令和 年 月 日記入

フリガナ			職 業
氏 名			
生年月日	( 満 歳 )		性 別
自宅住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

応募資格の確認 (該当する項目全てにチェックを入れてください。)

- 公衆浴場を利用したことがあり、入浴料金の設定に関心があり、利用者の立場からの情報や意見が提供できること。
- 就任時に満18歳以上、70歳未満であること。(令和7年1月就任予定)
- 県内在住であること。
- 鳥取県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。
- 平日に開催する審議会に出席できること。
- 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- 国会議員、県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

(1)公衆浴場をどれぐらいの頻度で利用するか記入してください。(例:週に1回程度)

(2)応募理由を記入してください。

(3)公衆浴場の入浴料金(現在、大人(12歳以上)450円、中人(6歳以上12歳未満の者)150円、小人(6歳未満の者)80円))についてどう思うか50字程度で記載してください。